

法務委員会
議 録
第七号

昭和三十三年二月二十二日(金曜日)

午前十一時三十分開議

出席委員

委員長 三田村武夫君

理事 池田 清志君 理事 椎名 隆君

理事 長井 源君 理事 横井 太郎君

理事 菊地 義之輔君

小林 錦君 世耕 弘一君

高橋 禎一君 馬場 元治君

花村 四郎君 林 博君

松永 東君 山口 好一君

横川 重次君

出席國務大臣

法務大臣 中村 梅吉君

出席政府委員

警察庁長官 石井 榮三君

検事(大臣官房総務部長) 竹内 壽平君

検事(民事局長) 村上 朝一君

検事(刑事局長) 井本 豪吉君

委員外の出席者

検事(大臣官房総務部長) 羽山 忠弘君

理部主計課長 関根 小郷君

判事(最高裁判所事務総局長) 海部 安昌君

判事(最高裁判所事務総局長) 岸上 康夫君

判事(最高裁判所事務総局長) 上野 宏君

判事(最高裁判所事務総局長) 小本 貞一君

専門員

二月二十一日

滞納処分と強制執行等との手続の調

第一類第三号

法務委員会議録第七号

昭和三十三年二月二十二日

滞納処分と強制執行等との手続の調

第一類第三号

法務委員会議録第七号

昭和三十三年二月二十二日

滞納処分と強制執行等との手続の調

第一類第三号

法務委員会議録第七号

昭和三十三年二月二十二日

整に關する法律案(内閣提出第三五号)

同日

鹿児島地方裁判所大田出張所移転改築等に関する請願(池田清志君紹介)(第一一〇〇号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

滞納処分と強制執行等との手続の調整に關する法律案(内閣提出第三五号)

法務行政に關する件
裁判所の司法行政に關する件

○三田村委員長 これより法務委員会を開会いたします。

昨日付託になりました滞納処分と強制執行等との手続の調整に關する法律案を議題とし、政府当局より提案理由の説明を聴取することといたします。

中村法務大臣。

滞納処分と強制執行等との手続の調整に關する法律案

目次
第一章 總則(第一条・第二条)
第二章 滞納処分による差押がされてゐる財産に対する強制執行等
第一節 有体動産に対する強制執行等(第三條―第十條)

第二章 不動産又は船舶に対する強制執行等(第十二條―第二十條)

第三章 強制執行等がされてゐる財産に対する滞納処分
第一節 有体動産に対する滞納処分(第二十一條―第二十八條)

第二節 不動産又は船舶に対する滞納処分(第二十九條―第三十六條)
第四章 雜則(第三十七條)
附則
第一章 總則
(趣旨)
第一条 この法律は、滞納処分と強制執行、仮差押の執行又は競売との手続の調整を図るため、これらの手続に關する規定の特例を定めるものとする。
(定義)
第二条 この法律において「滞納処分」とは、国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)による滞納処分及びその例による滞納処分をいう。
2 この法律において「収税官吏等」とは、収税官吏、徴税吏員その他滞納処分を執行する権限を有する者をいう。
3 この法律において「有体動産」又は「不動産」とは、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第六編第二章にいう有体動産又は不動産をいう。

第二章 不動産又は船舶に対する強制執行等(第十二條―第二十條)

第三章 強制執行等がされてゐる財産に対する滞納処分
第一節 有体動産に対する滞納処分(第二十一條―第二十八條)

第二節 不動産又は船舶に対する滞納処分(第二十九條―第三十六條)
第四章 雜則(第三十七條)
附則
第一章 總則
(趣旨)

第一条 この法律は、滞納処分と強制執行、仮差押の執行又は競売との手続の調整を図るため、これらの手続に關する規定の特例を定めるものとする。
(定義)

第二条 この法律において「滞納処分」とは、国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)による滞納処分及びその例による滞納処分をいう。
2 この法律において「収税官吏等」とは、収税官吏、徴税吏員その他滞納処分を執行する権限を有する者をいう。
3 この法律において「有体動産」又は「不動産」とは、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第六編第二章にいう有体動産又は不動産をいう。

滞納処分による差押がされてゐる有体動産に対する強制執行等
第一節 有体動産に対する強制執行等(第三條―第十條)

第二章 滞納処分による差押がされてゐる有体動産に対する強制執行等(第三條―第十條)

第三章 強制執行等がされてゐる財産に対する滞納処分
第一節 有体動産に対する滞納処分(第二十一條―第二十八條)

第二節 不動産又は船舶に対する滞納処分(第二十九條―第三十六條)
第四章 雜則(第三十七條)
附則
第一章 總則
(趣旨)

第一条 この法律は、滞納処分と強制執行、仮差押の執行又は競売との手続の調整を図るため、これらの手続に關する規定の特例を定めるものとする。
(定義)

第二条 この法律において「滞納処分」とは、国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)による滞納処分及びその例による滞納処分をいう。
2 この法律において「収税官吏等」とは、収税官吏、徴税吏員その他滞納処分を執行する権限を有する者をいう。
3 この法律において「有体動産」又は「不動産」とは、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第六編第二章にいう有体動産又は不動産をいう。

滞納処分による差押がされてゐる有体動産に対する強制執行等
第一節 有体動産に対する強制執行等(第三條―第十條)

第二章 滞納処分による差押がされてゐる有体動産に対する強制執行等(第三條―第十條)

第三章 強制執行等がされてゐる財産に対する滞納処分
第一節 有体動産に対する滞納処分(第二十一條―第二十八條)

第二節 不動産又は船舶に対する滞納処分(第二十九條―第三十六條)
第四章 雜則(第三十七條)
附則
第一章 總則
(趣旨)

第一条 この法律は、滞納処分と強制執行、仮差押の執行又は競売との手続の調整を図るため、これらの手続に關する規定の特例を定めるものとする。
(定義)

第二条 この法律において「滞納処分」とは、国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)による滞納処分及びその例による滞納処分をいう。
2 この法律において「収税官吏等」とは、収税官吏、徴税吏員その他滞納処分を執行する権限を有する者をいう。
3 この法律において「有体動産」又は「不動産」とは、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第六編第二章にいう有体動産又は不動産をいう。

第二章 滞納処分による差押がされてゐる財産に対する強制執行等
第一節 有体動産に対する強制執行等(第三條―第十條)

第二章 滞納処分による差押がされてゐる有体動産に対する強制執行等(第三條―第十條)

第三章 強制執行等がされてゐる財産に対する滞納処分
第一節 有体動産に対する滞納処分(第二十一條―第二十八條)

第二節 不動産又は船舶に対する滞納処分(第二十九條―第三十六條)
第四章 雜則(第三十七條)
附則
第一章 總則
(趣旨)

第一条 この法律は、滞納処分と強制執行、仮差押の執行又は競売との手続の調整を図るため、これらの手続に關する規定の特例を定めるものとする。
(定義)

第二条 この法律において「滞納処分」とは、国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)による滞納処分及びその例による滞納処分をいう。
2 この法律において「収税官吏等」とは、収税官吏、徴税吏員その他滞納処分を執行する権限を有する者をいう。
3 この法律において「有体動産」又は「不動産」とは、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第六編第二章にいう有体動産又は不動産をいう。

滞納処分による差押がされてゐる有体動産に対する強制執行等
第一節 有体動産に対する強制執行等(第三條―第十條)

第二章 滞納処分による差押がされてゐる有体動産に対する強制執行等(第三條―第十條)

第三章 強制執行等がされてゐる財産に対する滞納処分
第一節 有体動産に対する滞納処分(第二十一條―第二十八條)

第二節 不動産又は船舶に対する滞納処分(第二十九條―第三十六條)
第四章 雜則(第三十七條)
附則
第一章 總則
(趣旨)

第一条 この法律は、滞納処分と強制執行、仮差押の執行又は競売との手続の調整を図るため、これらの手続に關する規定の特例を定めるものとする。
(定義)

第二条 この法律において「滞納処分」とは、国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)による滞納処分及びその例による滞納処分をいう。
2 この法律において「収税官吏等」とは、収税官吏、徴税吏員その他滞納処分を執行する権限を有する者をいう。
3 この法律において「有体動産」又は「不動産」とは、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第六編第二章にいう有体動産又は不動産をいう。

滞納処分による差押がされてゐる有体動産に対する強制執行等
第一節 有体動産に対する強制執行等(第三條―第十條)

第二章 滞納処分による差押がされてゐる有体動産に対する強制執行等(第三條―第十條)

第三章 強制執行等がされてゐる財産に対する滞納処分
第一節 有体動産に対する滞納処分(第二十一條―第二十八條)

第二節 不動産又は船舶に対する滞納処分(第二十九條―第三十六條)
第四章 雜則(第三十七條)
附則
第一章 總則
(趣旨)

第一条 この法律は、滞納処分と強制執行、仮差押の執行又は競売との手続の調整を図るため、これらの手続に關する規定の特例を定めるものとする。
(定義)

第三章 強制執行等がされてゐる財産に対する滞納処分
第一節 有体動産に対する滞納処分(第二十一條―第二十八條)

第二節 不動産又は船舶に対する滞納処分(第二十九條―第三十六條)
第四章 雜則(第三十七條)
附則
第一章 總則
(趣旨)

第一条 この法律は、滞納処分と強制執行、仮差押の執行又は競売との手続の調整を図るため、これらの手続に關する規定の特例を定めるものとする。
(定義)

第二条 この法律において「滞納処分」とは、国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)による滞納処分及びその例による滞納処分をいう。
2 この法律において「収税官吏等」とは、収税官吏、徴税吏員その他滞納処分を執行する権限を有する者をいう。
3 この法律において「有体動産」又は「不動産」とは、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第六編第二章にいう有体動産又は不動産をいう。

滞納処分による差押がされてゐる有体動産に対する強制執行等
第一節 有体動産に対する強制執行等(第三條―第十條)

第二章 滞納処分による差押がされてゐる有体動産に対する強制執行等(第三條―第十條)

第三章 強制執行等がされてゐる財産に対する滞納処分
第一節 有体動産に対する滞納処分(第二十一條―第二十八條)

第二節 不動産又は船舶に対する滞納処分(第二十九條―第三十六條)
第四章 雜則(第三十七條)
附則
第一章 總則
(趣旨)

第一条 この法律は、滞納処分と強制執行、仮差押の執行又は競売との手続の調整を図るため、これらの手続に關する規定の特例を定めるものとする。
(定義)

第二条 この法律において「滞納処分」とは、国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)による滞納処分及びその例による滞納処分をいう。
2 この法律において「収税官吏等」とは、収税官吏、徴税吏員その他滞納処分を執行する権限を有する者をいう。
3 この法律において「有体動産」又は「不動産」とは、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第六編第二章にいう有体動産又は不動産をいう。

滞納処分による差押がされてゐる有体動産に対する強制執行等
第一節 有体動産に対する強制執行等(第三條―第十條)

第二章 滞納処分による差押がされてゐる有体動産に対する強制執行等(第三條―第十條)

第三章 強制執行等がされてゐる財産に対する滞納処分
第一節 有体動産に対する滞納処分(第二十一條―第二十八條)

第二節 不動産又は船舶に対する滞納処分(第二十九條―第三十六條)
第四章 雜則(第三十七條)
附則
第一章 總則
(趣旨)

第一条 この法律は、滞納処分と強制執行、仮差押の執行又は競売との手続の調整を図るため、これらの手続に關する規定の特例を定めるものとする。
(定義)

第二条 この法律において「滞納処分」とは、国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)による滞納処分及びその例による滞納処分をいう。
2 この法律において「収税官吏等」とは、収税官吏、徴税吏員その他滞納処分を執行する権限を有する者をいう。
3 この法律において「有体動産」又は「不動産」とは、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第六編第二章にいう有体動産又は不動産をいう。

滞納処分による差押がされてゐる有体動産に対する強制執行等
第一節 有体動産に対する強制執行等(第三條―第十條)

制執行続行の決定を申請すること
ができる。

一 法令の規定又はこれに基づく処分により滞納処分の手続が進行しないとき。

二 前号の場合を除き、相当期間内に公売その他滞納処分による売却がされない場合において、すみやかに売却をすべきことを収税官吏等に催告したにもかかわらず、その催告の効果がないとき。

(強制執行続行の決定)

第九条 裁判所は、前条の申請があつた場合において、相当と認めるときは、強制執行を続行する旨の決定をしなければならない。

2 裁判所は、強制執行続行の決定をするには、あらかじめ収税官吏等の意見をきかなければならない。

3 強制執行続行の決定は、収税官吏等に告知することによつてその効力を生ずる。

4 強制執行続行の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

第十条 強制執行続行の決定があつたときは、この法律の適用については、滞納処分による差押は、強制執行による差押後にされたものとみなす。

2 第五条の規定は、強制執行続行の決定があつた場合に準用する。

3 強制執行続行の決定があつたときは、収税官吏等は、滞納処分による差押に係る国税及びその滞納処分費並びに地方税その他の徴収金を徴収するには、執行吏にその

交付を求めなければならない。

4 国税徴収法第二条第二項又は地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第十五条第二項の規定は、前項の規定による交付の要求があつた場合についても適用があるものとする。

(仮差押の執行)

第十一条 第三条、第五条、第六条第一項及び第三項並びに第七条の規定は、滞納処分による差押がされて有体動産に対する仮差押の執行に準用する。

2 前項において準用する第六条第一項の規定により執行吏が交付を受けた金銭は、仮差押の執行がされて有体動産を他の債権のための強制執行により売却した場合における売得金とみなす。

第二節 不動産又は船舶に對する強制執行等

(競売開始の通知)

第十二条 競売手続開始の決定は、滞納処分による差押がされている不動産に對してもすることができ

2 執行裁判所は、滞納処分による差押がされている不動産に對し競売手続開始の決定をしたときは、その旨を収税官吏等に通知しなければならない。

(競売手続の制限)

第十三条 滞納処分による差押後に競売手続開始の決定をした不動産については、民事訴訟法第六百五十四條の規定による手続その他競売又は入札のための手続は、滞納処分による差押が解除された後でなければ、することができな

い。ただし、強制執行続行の決定があつたときは、この限りでない。

(滞納処分による差押の解除の通知)

第十四条 収税官吏等は、前条の不動産に對して滞納処分による差押を解除したときは、その旨を裁判所に通知しなければならない。

(競売手続完了の通知)

第十五条 第十三條の不動産に對して競売の申立が競落を許すことなく完結したときは、裁判所は、その旨を収税官吏等に通知しなければ

(競売申立登記のまつ消)

第十六条 登記官吏は、第十三條の不動産に對して公売処分による権利移転の登記をしたときは、競売の申立があつたことの登記をまつ消しなければならない。

(売却代金の残余の交付等の規定の準用)

第十七条 第六條、第八條、第九條並びに第十條第一項、第三項及び第四項の規定は、第十三條の不動産に對して準用する。この場合において、第六條及び第十條第三項中「執行吏」とあるのは「裁判所」と、第六條第二項中「競売期日」とあるのは「競落期日」と読み替へるものとする。

(仮差押の執行)

第十八條 第十二條の規定は、滞納処分による差押がされている不動産に對する仮差押の執行に對して準用する。

2 滞納処分による差押後に仮差押の執行をした不動産の滞納処分に

よる売却代金に對して滞納者に交付すべき残余を生じたときは、収税官吏等は、これをその不動産に對する強制執行に對して管轄権を有する裁判所に交付しなければならない。

3 前項の規定により裁判所が交付を受けた金銭は、仮差押の執行がされて有体動産を他の債権のための強制執行により売却した場合における売却代金とみなす。

4 裁判所は、第二項の不動産に對して仮差押の執行を取り消したときは、その旨を収税官吏等に通知しなければならない。

(船舶に對する強制執行及び仮差押の執行)

第十九條 第十二條から前條までの規定は、滞納処分による差押がされている船舶に對して登記されるものに對する強制執行又は仮差押の執行に對して準用する。

(競売法による競売)

第二十條 第十二條から第十七條までの規定は、滞納処分による差押がされている不動産又は船舶の競売法(明治三十一年法律第十五號)による競売に對して準用する。この場合において、第十三條中「民事訴訟法第六百五十四條の規定による手続その他」とあるのは、「競売法の規定による」と読み替へるものとする。

第三章 強制執行等がされて有体動産に對する滞納処分

第一節 有体動産に對する滞納処分
(滞納処分による差押)

第二十一條 滞納処分による差押は、強制執行による差押がされている有体動産に對してもすることが

2 強制執行による差押がされている有体動産に對する滞納処分による差押は、収税官吏等がその物を差し押さへる旨の書面を執行吏に交付することによつてする。

3 収税官吏等は、前項の規定による差押をしたときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。

(公売手続の制限)

第二十二條 強制執行による差押後に滞納処分による差押をした有体動産に對しては、公売その他滞納処分による売却のための手続は、強制執行による差押が解除された後でなければ、することができない。ただし、滞納処分続行承認の決定があつたときは、この限りでない。

(強制執行による差押の解除時の処置)

第二十三條 前條の有体動産に對して強制執行による差押を解除すべきときは、執行吏は、その有体動産を収税官吏等に引き渡さなければならない。

(滞納処分による差押の解除の方法)

第二十四條 第二十二條の有体動産に對する滞納処分による差押の解除は、収税官吏等が差押を解除する旨の書面を執行吏に交付することによつてする。

(滞納処分続行承認の決定の請求)
第二十五條 第二十二條の有体動産に對して強制執行が中止又は停止

2 収税官吏等は、競売手続開始の決定があつた不動産に対し滞納処

第三十五条 第二十九条から前条までの規定は、強制執行又は仮差押

だし、債権者が、仮差押の執行をしたことを収税官吏等に申し出た

を奏しないおそれもあるわけでありま
す。従いまして、右に述べましたよう

行吏は、その交付を受けた金銭について競売による売得金の処置と同じ取

扱いをすることとしたのであります。

第二は、すでに強制執行が行われております有体動産、不動産または登記される船舶に対しても、さらに滞納処分を行うことができることとし、滞納処分が先行する場合の措置と対応して、後に行われた滞納処分による売却手続を制限するとともに、強制執行による差し押えを解除すべき場合には、執行吏は有体動産を収税官吏等へ引き渡すべき義務を負うことを定めたこととあります。なお、仮差し押えの執行後に滞納処分が行われた場合につきましても、仮差し押えの性質に反しない限り、滞納処分後に強制執行が行われた場合と同様の取扱いをすることとしたしました。

第三は、滞納処分と強制執行とが競合した場合に、換価手続の促進をはかる措置を講じたこととあります。すなわち、執行裁判所は、先に行われた滞納処分の手続が法令の規定またはこれに基づく処分によって進行しない場合等において、相当と認めるときは、差し押え債権者等の申請によりまして強制執行を執行する旨の裁判をすることとしたしました。また、これに対応して、執行裁判所は、先に行われた強制執行の手続が中止または停止された場合にも、相当と認めるときは、収税官吏等の請求によって滞納処分の執行を承認する旨の裁判をすることとしたしました。

第四は、滞納処分と競売法による不動産または船舶の競売との競合及びこれらの手続の促進につきましても、滞納処分と強制執行との手続の調整措置に準じてこれを取り扱うこととしたし

たこととあります。

以上がこの法律案の提案理由の概要でございます。

なお、御質疑等に応じまして逐次必要な御説明を申し上げて参りたいと思ひますが、何とぞすみやかに御審議の上議決をお願いいたします。よろしくどうぞお願いいたします。

○三田村委員長 次に補足説明を求めます。村上民事局長。

○村上朝政府委員 この法律案は、第一章から第四章までに分れておりますが、第一章総則といたしまして、第一条に、この法律が民事訴訟法、競売法及び国税徴収法の特例をなすものであることを規定しております。第二章におきまして定義規定を設けております。この第二章に關連いたしまして、特に申し上げておかなければならぬものは、この法律による調整の対象として取上げておりますのは、現実調整の必要が特に強い財産について規定するといふ趣旨におきまして、不動産と船舶及び有体動産のうち民事訴訟法の有体動産に対する執行手続によって執行の行われるものだけに限つたのでございまして、従いまして、自動車抵当法による自動車、航空機抵当法による航空機、あるいは建設機械抵当法による建設機械等につきましては調整の対象からはずされておるのでござい

ます。なお、債権その他の財産権に対する執行についても、特に調整の規定を設けてありません。

次に、第二章でございしますが、第二章は、滞納処分が先に行われまして、その後強制執行または競売法による競売の手続が行われるときの規定でござい

まして、有体動産については滞納処分が行われ、後に強制執行の行われる場合、第二節といたしまして、不動産または船舶に対して滞納処分があつて後に強制執行をする場合の規定を設けております。

第三章は、強制執行または競売法による競売の手続が先に行われまして、後に滞納処分が行われるときの規定を置いております。そのうち、第一節が有体動産を対象とする場合、第二節が不動産または船舶を対象とする場合と

いうふうに分けて規定いたしております。それから、第四章は雜則でございまして、実施のための施行規則を政令及び最高裁判所規則に基く趣旨の規定を掲げております。

なお、附則におきまして、この法律の施行期日を本年十月一日からということに定めておりますが、これは、この法律が成立いたしました後、数ヶ月間は、収税官吏及び執行裁判所、執行吏等に趣旨を徹底させるための期間が必要だと考えられますので、施行期日を十月一日と定めたわけであります。

なお、各条の詳細な説明は逐条説明としてお配りしてございまして、それによつて御承知をお願いしたいと思います。

○三田村委員長 以上で補足説明は終了しました。

本法律案に対する質疑は次回に譲ることといたします。

○三田村委員長 次に法務行政に關し調査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。池田清志君。

○池田(清)委員 先日の当法務委員会におきまして、中村法務大臣はその経緯の一端をお示しになり、特に人権の尊重、事件処理の迅速化、綱紀の肅正、治安の維持ということにつきまして力説をせられ、中村法務大臣といたしましての法務行政の根本の方針をお示しになりましたのであります。が、これは私の最も同感とするところでありまして、願わくは、中村大臣におかれましては、その根本方針に基づきまして、法務行政を強く正しく積極的に御推進あらんことをお願いを申し上げます。

私はこの際数項につきまして簡潔に具体的に問題を取り上げてお尋ねいたします。

その第一点は、法務行政及び司法の重要性と、その尊重についてであります。申すまでもなく、すべての国民は個人として尊重せられなければならぬ。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り立法その他の国政の上で最大の尊重を必要といたしますことは、日本国憲法第十三条に規定されておるところでありまして、詳しく申し上げるまでもないのであります。こういう方針に基いて、基本的人権といたしまして、日本国憲法はその第三章に詳しく規定をいたしておる次第であります。個人が基本的人権を皆ひとしく持つておりますことを明らかにいたしておるのであります。この基本的人権こそは、個人々々がお互いに他の人の基本的人権を尊重いたすべきはもちろんならうといたしまして、国自体におきましても、この基本的人権の尊重は、どこまでもこれを進めていかなければ

ならないということに相なつておる次第であります。因といたしましては、こういうような基本的人権を持つております国民の集まりであります。ですから、個人のおのの自己の基本的人権を強調するばかりであります。個人と個人との間にいわゆる不祥事と申しましようか、不調和と申しましようか、そういう事態が発生することも予想されます。また、個人すなわち国民と国家との間におきましても、基本的人権を尊重しなければならぬことが、そればかりを尊重するということになりますと、国家の目的が達せられないという場面に達することもあり得るものであります。そこで、因といたしましては、個人と個人との間の基本的人権についての衝突がないように、そしてまた、国家と個人、国民との間の衝突がないようにということの基本といたしまして、いわゆる秩序維持について努力をいたしております。その秩序を維持する方法といたしましては、いわゆる法律をもつてこれを明らかにし、これを規制をいたしておるのであります。つまり、個人と個人との間の秩序維持、国家と個人との間の秩序維持をいたすために法律を制定し、法律の力によつて調和をはからうというのがわが国の行き方であり、すべての国の法治国の行き方であり、思うのであります。こういう観点に立ちます際におきまして、この法律による秩序を維持するといふことがありま

存上最も大事なごとであると思ふのであります。ここにおきまして、国といふことは、法律による秩序を維持するといふことは、その国の国政の上で最も大事な事柄であると思ふ次第であります。そして、国の国政の分化上、この重大なる国家の任務を執行いたしますものは、わが国の現在の分れ方におきましては、法務行政であり司法であるわけでありまして、政府におかれましては、こういう根本的な重要性について十分認識をせられており、そしてまた、そのことを担当しておられます法務当局及び司法機関において、みずからその重要性を認識して進んでおられることは申すまでもないと思ひます。しかしながら、世の中において現われておる事柄から考えますと、ときとして法務行政や司法が置き去りにされておるような傾向がありますことを遺憾といたします。たとえて申しますと、予算の編成におきまして、果して政府はこの法務省及び最高裁判所の予算についてどれだけその重要性を認識し、それを実行に移したかということについては、まことに私は遺憾と思ふ次第なのであります。法務当局や最高裁判所当局においては、みずからの任務の重要性を認識せられて、予算編成に当って十分の努力をせられたというところは私は認めます。しかしながら、政府自体として、これらの機関に対する予算の配分において必ずしもその重要性を表わしておるといふ結果が現われていないことを私は遺憾に思ふのであります。

抽象的なお尋ねであります。この際中村法務大臣にお尋ねいたしますことは、法務行政及び司法の重要性についてであり、そうして、その重要性を執行いたしますために、予算編成等においてさらにその重要性が実現するようないくつかの予算編成にあらなければならぬと思ふのであります。この点についてこの際お示しをいただきます。

○中村法務大臣 池田さんから非常に適切な、いろいろな角度からの御意見を拝聴いたしました。池田さんの述べられましたことは、ことごとく私どもとしては全く同感でございます。ことに力強い御鞭撻をいただきまして、この点深く感謝をいたす次第でございます。

お説の通り、法秩序の維持ということとは、法治国家として最も基本的な問題でございますと同時に、半面において、個人の権利を尊重する、その個人の権利尊重がしかも調和のとれたいかなければならぬ、こういう点まことにこともつとめてございまして、ただ、法務省の予算が、非常に仕事自体地味な事柄でございますので、おそらく、今年度だけでなくて毎年度、予算編成に際しましては、予算を査定いたします大蔵当局の理解を十分に得ることがなかなか至難な点がございます。意のこたくに参らないことは御指摘の通りでございます。大体昭和三十一年度の法務省の予算は約二百三十億でございますが、今年約二百三十一億ほどに相なりまして、そのうち、公務員の人事院勧告を政府としてこの際実現に移すという公務員のベース・アップに関連をいたしますものが十三、四億ございまして、その他が法務省予算として今回増額をされました分でございます。

が、この程度をもつていたしましては非常に運営に困難を感じる点もございまして、法務行政の重要性にかんがみまして、与えられた予算の範囲内において最も適切に法秩序の維持と人権の尊重のために所要の行政を運行して参りたい、かように考えます。ことに、先般も申しましたように、今日の刑罰制度の上から見まして、保護行政の重要性、人権擁護の重要性、これらは私ども最も力説をいたした点でございますが、保護にいたしまして、人権擁護関係にいたしまして、予算増額がきわめて少かつたのでございます。幸い、人権擁護関係におきましては全国に多数の人権擁護委員の方々がございまして、保護につきましては保護司の方々がございまして、非常に奉仕的に奉仕にのみたよることはよろしくないことでございますが、非常に熱心に奉仕していただいておりますので、これらによりまして万全を期して参りたい、かように存じておる次第でございます。

○池田(清)委員 三権分立の日本の憲法のもとにおきまして、司法が立法、行政両権に對し対等独立の分野にありまことは御承知の通りであります。先刻申し上げておりますように、司法はいわゆる法秩序を維持する最後のものではないと思ひます。国民といたしまして信頼するものがなくなつた最後のものはこの裁判であると思ふのであります。近來はこの司法の手によつて公正なる判断を求められ、現在参つておるのであります。現在の日本の内閣制度から申しますと、司法関係は担当の大臣を内閣に持つておりません。そういうことは三権分立から実現されておることだと思ひます。

でも、たとえば、先ほど來論じております予算の編成等におきまして、裁判所当局の主張を閣内に反映する筋がないのであります。便宜上法務大臣がこれを担当してやつていただいております。それによりまして相当の効果を上げておるのは事実でありますけれども、最高裁判所の御意見といたしまして、予算編成についての御苦勞の仕方、あるいはその重要性を実現するために予算獲得におつた努力をしなければならぬ点、そしてまたこれがために制度を改むべき主張等がありますならば、そのことをこの際お尋ねをいたしておきます。

○岸上最高裁判所説明員 ただいまお尋ねの点でございますが、予算の編成について、裁判所が閣議に列席する者を持たないことから、予算の編成上不利ではないかという点でございますが、私どもといたしまして一般的に考へておりますことも、ただいま仰せの点は同感でございます。裁判所関係の予算について閣議で決定される場合に、裁判所の利益を直接に主張するメンバーの方が列席してないということ、いろいろな面での不利であろうといふふうには考へております。事実問題といたしましては事務的に大蔵当局と折衝いたしております。大蔵当局もそういう点はもちろんある程度理解をしてくれておることには存じますが、やはり、何といたしまして、重要事項について最終決定の段階において、その裁判所の主張が内閣に反映することが薄いのではないかということに心配をいたしておる次第でございます。これはいろいろな点から問題はあることと存じますが、將來の問題として、裁判所側

といたしまして、どういふふうにしただいという点は大いに研究もいたしたいというふう存じております。

○池田(清)委員 第二点のお尋ねをいたしましては、法務当局及び司法の關係において、事務量の増加と人員と予算との關係であります。たとえば、民事の事件のごとく、あるいはまた刑事の事件のごとく、だんだん増加する傾向にあると伺つております。増加することでありますれば、これをさばきますところの裁判官あるいはまた検事という者の数が事務量の増加に應じて増加していかなければならぬ理屈であります。実際に伺いますと、その辺のことが必ずしもそうなっていないというところをお伺いするのであります。私がこの際お尋ねを申し上げますことは、いわゆる民事、刑事の事件の数と、これに要する裁判官、検事、及びそれらに必要なと申しますか、過去における予算の關係について、統計的な説明をお願い申し上げます。この際、御説明ににくい点もありませんし、数字の点もありませんから、その数字的なところは後日資料として御提出をお願いいたします。

○中村法務大臣 数字の点は政府委員から後刻答弁をさせていただきますが、大体、大局的に申しまして、お話のように、人権の尊重、個人の権利というものが普及徹底をいたしますにつれて、訴訟事件というものがふえるのが自然の社会傾向だと思ふのであります。さういふ關係で、事件の件数は、民事、刑事事件ともにふえつつあるのであります。刑事事件は次第に減らしていくのが必要でありまして、ただ、

近來交通関係の事件等が非常に件数が多くなつたものですから、統計上件数はふえておりますが、本質的な刑事事件としては横ばいの状態にあるかと思ひます。しかしながら、民事の事件等も次第に増加いたしておるのでございまして、これらの点から申しますと、裁判所側の裁判官及び検察側の検事、これに伴う行刑関係等必要な人員の増加が事件の件数に伴つてふえていくのが通常でございしますが、政府全体といたしましては、行政整理の関係等もございまして、人員増はしないという全体の建前をとつておりますために、法務関係あるいは司法関係のみに増員を認めますことは、他にまた波及する点もあり、ほかが押え切れない事情も起きて参りますので、なかなか増員の承認が得られない、こういう状態にございします。のみならず、さきに行われまして行政整理等の場合には各省庁とも二割なら二割減という一つの基準がござい、その基準を実施するという段になりまして、これは一つの省だけが事情があるから絶対に譲れぬということではございりませんと行政整理全体がくづれる危険がございします、そういうことのために行政整理にも余儀なくいろいろな工夫と努力をしながら進行して参りました過去もございします、それらとの関係上、実際の上においては人員増の必要性も、省内におきましても、また裁判所におかれましてもかなり叫ばれておるのでございしますが、なかなか実現困難な実情にございします。しかしながら、われわれといたしましては、現在与えられておる人員をもちまして、できるだけ円滑にいかつて適切にすべての処理をはかつていきたい、

かような努力を続けておるような次第であります。

○池田(清)委員 ただいま中村法務大臣から、事務量は増加する傾向にある、これを処理する職員数の増加は事務量の増加に必ずしも一致しない、それは行政整理等のためにほかの省とのつり合い等もあるというようなお話でありまして、部内で大へん御苦勞をいただいておることをお察し申し上げるのであります。事務量は増加する傾向にあり、これを処理する職員はこれに伴わないということでありまして、と、一職員の担当事務量は年々歳々増加していく、こういうことが言えるわけですが、その増加する事務量を処理するために、みずから教養をして能率を上げるといふようなことにも努力していただいております。法務当局あるいは裁判所当局におきまして、検事及び裁判官、こういうものにつきましては、右のような事情でありまして、一人当りの能率を上げるために特別の教養をしていただかなくちゃならないことがうかがわれます。實際その教養について深い努力をしていただいておりますのであります、どういふことをやうして検事、裁判官等の職員の教養をしていただいておりますか、お示しいただきたいと思ひます。

○中村國務大臣 いずれも近來特に研修に努力をいたしまして、取り扱うべき職務の適正な合理的な処理をするために、研修に今非常に努力をしてやっております。なお、判検事は別といたしまして、事務を処理いたします事務関係につきましては、事務の機械化と言つては大きくなるかもしれませ

んが、今まで一々書いておりました記録をタイプライターに置きかえとか、機械化をはかりまして、そういうような方法によつて人員の不足を補つて、少ない人員でも十分の能率を果せるような方向を作り出すことに今最善の努力をいたしております、かなり実績を上げつつある状態にございします。

○池田(清)委員 検事あるいは裁判官が取り扱います事務は、個人々々の基本的人権であります。その取扱ひいかんによりましては、その個人的基本的人権が侵害されるおそれなしといひたい。新聞等に散見するのであります、捜査、検挙におきまして真犯人でないほかの人を逮捕いたしまして、あるいはまた判決におきまして誤まつた判決をする等の事例を、ときとして新聞紙上等で見るのであります。教養をやつていただいておりますのかかりませう、そういうことがあつて基本的人権の侵害の憂ひが絶無でないといふことは、まことに残念に思ふ次第です。なお今後におかれましてはこの教養につきましては特段の努力をお願いを申し上げます。

そこで、私、具体的にお尋ねを申し上げてみたいのは、終戦の後にございまして検事及び裁判官につきまして簡易なる任用の制度が行われておりますことは御承知の通りであります。それまでは検事、判事という方々は厳格なる資格要件を必要といたしておつたものであります、終戦後におきましては、副検事の制度があり、簡易裁判所判事の任用の制度は簡潔になつた。昭和二十三年、法律第二六〇号というふうなもの等によりまして、裁判官の任用資格が緩和されておる関係に

あります。こういうような関係は、人員を一時に必要とするために行われたものであると思ひますが、今日から考えますといふと、こういう方々が誤まつた事務の執行をせられるとは思ひませんけれども、先般裁判官弾劾裁判所で判決を受けたところの高井裁判官のごときは、そういう簡易の資格任用によつての裁判官であつたやうなわけですが、こういうような事例等をも勘案してみると、判事、検事といううな方々については厳格なる登用制度のもとに行はるべきである、こゝう思ふのです。ここにおきまして、端的にお尋ねいたしますことは、副検事の制度や簡易裁判所判事の任用の制度、こういうような簡易なる任用制度を廃止するの意思なきやいなや、こういうことでありませう。

○中村國務大臣 判事に関することは裁判所側からお答えを願ふことにいたします。

副検事につきましては、いろいろ世間から御批判をこうむつておりまして、われわれとしても十分この点は研究しておるのでございしますが、副検事の制度ができました当座は、いろいろ警察関係等から副検事を多数採用いたしました、あるいは書記官の中から採用いたしました。さうな関係で、検事に十分の経験と知識を持たない者もあつたと思ひますが、その後、先ほども申し上げましたように、一定の期間研修所へ入れまして、さうして研修をできるだけ綿密にやつていくといふことに努力いたしておりますことと、一面、なるほど副検事という制度をこれ以上広げたりあるいは拡張していくといふことは好ましくないの

であります。現在では、できるだけ副検事はもうふやさない、ただ、現在おる副検事をできるだけ教養を高めて、研修を十分に整えて、さうして手続上取扱ひ上遺憾の点のないようにしていきたい、かような努力をいたしております次第で、今直ちにこれを廃止するといひましても、検察官の任用には司法官試験を通過一定の期間の修習を経た者でなければ採用資格がございせんから、検察官を直ちに増員をしてこの制度を改めるといふわけにもなかなか参りませんので、とにかく、さしあたりできるだけ副検事の増員を差し控えるということ、現在おります副検事に十分の教養を与える、この点に重点を置いて努力をいたしておるような次第でございします。

○關根最高裁判所説明員 今池田委員からお話の簡易裁判所の判事の問題でございしますが、これは、実は、裁判所法ができました当時新しく簡易裁判所ができました、これが五百以上全国に設置されました。しかも、この簡易裁判所の手続は非常に簡単で、外国の例をとりますと、いわゆる治安裁判所、ジャスティス・オブ・ピース、こういったしるしと裁判官が関与してもいいといった趣旨の裁判所を作る、しかもこれは警察署単位ぐらゐに置いて、従前の裁判所とは違つた意味の簡易な裁判所で、手続も簡易化してやつていくといふ趣旨でございまして、それに伴ひまして、裁判官もどちらかと申しますとさうとうと裁判官と申します、非常に常識の豊かな裁判官といふ趣旨で当時任用資格が定められたわけでございます。今お話がございましたように、当初は、この五百名ばかりの

簡易裁判所判事を充員いたしますために、かなり急いで任用したという関係から、必ずしも厳格な試験をやるようなこともなくて、従前の古い書記官の方あるいは警察署長、あるいはまた学校の校長の方などから採用されて参つたのでありますが、実は、その後、この簡易裁判所の手續が簡易化されることとなつて、どちらかと申しますと地方裁判所と同じような手續がそのまゝ用いられる。従つて、そこにある程度のそごがありました。しかし、その後、簡易裁判所の判事の教養の問題につきまして研修所で研修を頻繁にいたしました。さらに、新たに任用いたしました簡易裁判所裁判官につきましては、かなり厳重な試験をやつております。これはもう少し詳しく申し上げますと、筆記試験と口述試験をやつておりまして、最近任用されます簡易裁判所裁判官は、むしろ司法試験を合格した者と大体同じような実力を持つておるわけでございます。

今お話がございましたこの簡易裁判所判事をやめるかという問題でございますが、これは、何と申しまして、全国で五百ばかりでございます裁判所の裁判官を今やめるといふことは、たくさんございまして事件の処理上とうてい不可能でございます。で、得べくんば、この採用のときにさらに厳重の度を加えて、しかも古い簡易裁判所裁判官には研修をさらに繰返してやるということに参りたい、われわれの方では大体そういうふうな考へております。

○池田(清)委員 検事、判事の登用に ついての法務大臣及び最高裁判所の御意向を伺ひまして、ごもつとも同感でございます。

○関根最高裁判所説明員 今池田委員からお話しの訴訟の促進の点でございますが、これは数字の点にわたりますと

とあまりごまかくなりますので、簡単に申し上げますと、実は新聞その他におきまして有名となりまする事件は相当長にかつております。これはいろいろの事由がございまして、御承知のように、裁判をされる身になってみますると、促進よりもむしろ慎重の上にも慎重を重ねて審理をやつてもいいという気持のある事件もあるうかと思ひます。それで、特殊の有名事件につきましては慎重な審理、そういうた当事者側からの要望もありまして、かなり長くなることはございますが、一般に平均して統計的のことを申し上げますと、たとえて申し上げれば、百件のうち七〇〇程度、七十件程度のものは一年以内に片づいていく。そこで、残りました数のものがかなり延びて参ります。確かに個々の事件を取り上げて申し上げますと延びておる事件はございまして、全体としてごらんいただきますと、審理の促進という面もあり得るということをお願いしたいと思います。

それから、数字をごまかく申し上げますと時間がかりますから省略いたしますが、今お話がございました一審の審判の問題でございます。これは、一審の裁判が、新しい裁判所法になりましたから、原則として単独の裁判官で処理されることになりました。合議体一言葉を交えて申し上げますと、三人の裁判官で一件を審理するといふ事件の割合が、百件のうち十件以内といふことになりました。従つて、当事者の側といたしましても何となく不安を感じる。裁判をする身になつても、相談相手がないといふところから、同じように不安を感じる

ことがないとは言えない。そういうところから、なるべく二人以上で裁判をするという方法がいんじやないか。現在の制度といたしましては一人から三人といふことになりましたが、なるべく単独を合議体の方に持つていって審理を慎重にしたいという方向で一審充実の問題が取り上げられて、具体的にその方向に進んでおるわけでございまして、あわせて、で、得べくんば一人を二人の合議体といふことも考へていいんじゃないかという議論も出ております。

○池田(清)委員 およそ裁判は、事実を究明し、その事実を法律の適用があるわけでありますが、事実を究明し、神様が見てくれたといふところの究明をいたし、これに對し法律の適用について神様が見て誤まりないといふことをいいます。これが裁判の要諦であると思ひます。ところが、人のやることとありますから、神様のようには参りません。そこで、誤審がありまして、粗審、粗判があつたりするといふようなことで、裁判所にいろいろの事柄をよけいをお願いする件数がふえてくると思ひます。私が申ししますように、神様が見た真実に対して神様が誤まりない法律の適用をするのであらうならば、第一審の裁判で関係者は満足するはずであります。ところが、そうでなくて、法令の適用違反がありまして、あるいはまた憲法や判例にたがうところがあつたりいたしまして、上訴が盛んに行われておる。こういう実情にあると思ひます。こういういふような事柄からいいたしまして、最高裁判所制度の改革というやうな問題が取り上げられて、中村法務大

臣のもとにおいても御研究に相なつておる。内閣といたしましてはこれが提案をしようかといふことに相なつておるやに伺うのでありますが、このことについてお尋ねをするわけであります。もとより、憲法におきましては、最高裁判所は憲法違反の決定をする権限を有する終審裁判所である、こういうやうなことが書いてあります。これは憲法上の問題でありまして、少し横道になりますが、私見をいたしましては、法律が憲法に違反するかどうかといふことを決定するのは司法権の範囲でないと思ひます。現在の憲法においてそれは最高裁判所の任務としてあるものでありますから、現在においてはやむを得ないが、憲法改正等の機会があつたら、これは司法権のほかにそういう機関を設けるべきであるといふ私は私見を有するわけであります。さらにまた、最高裁判所の裁判官は国民審査という手續を経なければなりません。これについても、私はその必要がないといふ私見を有しております。そういうやうなことは憲法改正の問題でありますから、この際は触れないのであります。中村法務大臣にお尋ねをいたしますが、最高裁判所の機構の改正等について提案をされるというのであります。その提案がいつころになる予定であるか、そしてまた、その提案される内容についての概要を明瞭にしたいと思ひます。

○中村法務大臣 最高裁判所の機構改革の問題は、御承知の通り、かねてから上告事件が最高裁判所に非常に多数積滞をいたしまして、なかなかその迅速な処理が困難であるといふ実情から、このままではいけないのじやない

かという事で、各方面からそういう意見が起りました。裁判所側には裁判所側の意見があり、また在野法曹には在野法曹側の意見があり、法務当局には法務当局の意見がございまして、いろいろ食い違い等がございまして、いづれにしても解決をいたさなければならぬ問題でございまして、昨年法制審議会にこの裁判所の機構改革の問題を諮問いたしました。法制審議会には在野法曹各方面の法曹の権威者が集まつておるわけでありまして、こゝでいろいろな角度から研究を続けられまして、昨年ようやく一つの成案を得て、答申を受けておるのでございます。それその立場から言へば、その立場に立つての言い分はございますが、とにかく一つの結論を得ました。その法制審議会の結論は、私もその後検討を続けまして、大体妥当なものである、かような見解を下しております。しかしながら、これにはさらに関係方面の意見等も徴さなければなりませんので、在野法曹関係の意見をその後徴しまして、大体各方面とも、この法制審議会の答申が、十分でないという見方の人もあるにしても、まあとにかく正鵠を得たところであらう、こういう意見のようでございますので、私もとしましては、さらにこの具体化をはかりまして、目下検討をいたして、実は提案の準備を進めておるような次第でございます。

内容の要点といたしましては、一つは上告の範囲の問題でございます。民事の事件は、御承知の通り、憲法の解釈、適用の誤まり、判例の抵触、そのほかにつけ加えられておりますのは、法令の違反が判決の結果に影響を及ぼす場合には上告の理由になるのであります。この点が刑事事件の方には、このあとの分が切られておりますので、在野法曹側としては、刑事事件に関する上告の開口をもっと広げるべきである、やはり法令の適用を誤らつておつてそれが判決の結果に影響を及ぼす場合には上告の理由とすべきである、こういう意見が非常に強いのでございまして、今度の法制審議会の答申では、法令の違反が判決の結果に影響を及ぼしてそれが著しく正義に反する場合に限りは上告の理由になる、こういうこととに答申をされておる、私もこれは理論としてもつともだと思つております。

さて、さなきだに上告事件の処理が非常に煩瑣をいたしまして、今の十五人の最高裁判所裁判官をもつては困難でありますところへ、そういうことになりまして、これでは一そう事件の処理は至難になりますので、最高裁判所の機構を改革しよう、こういうことになってきておるわけでございますが、具体的にまだ申し上げる段階には至っておりません。大要を申し上げますと、最高裁判所に大法廷を置きまして、大法廷は憲法に違反をするもの、憲法の解釈が誤つたもの、あるいは判例に抵触するもののみを取り扱う、そのほか今小法廷は三つしかございせんが、六つほど小法廷を置きまして、そこで一般上告事件を取り扱う、こういうような構想で改革をはかつて、事件の迅速な処理と、それから在野法曹等から熱心に要望されております刑事事件に関する上告の範囲を民事事件と例を同じくするような方向に改善しよう、こういう点が大体大きな要点になつておるような次第でございます。

○池田(清)委員 最高裁判所の機構を改めることはなかなかむずかしい事柄であらうかと思ひます。中村法務大臣は近く法律案を提出される、こういうことに伺いましたので、その法案がわれわれの委員会にかかりました際には、さらに詳しくお尋ねを申し上げます。第五点といたしましては、犯罪の予防鎮圧のことでございまして、おおよそ犯罪が起きた後に捜査、検挙をして裁判するということは、末のことであると思ふのです。従来はえてしてこの方法に重点が置かれておつたやに思ふのでございまして、犯罪が起きないう以前にこれを防止するといふことが何よりも大事な事柄であると思ふのでございまして、これらにつきましては、法務省あるいは検察庁等におきましていろいろと努力をいたしたいと思つておるものであります。この点につきましてお尋ねをしてみたいのは青少年の犯罪であります。青少年の犯罪が、日々新聞紙面をにぎわしておると言つても過言でないくらい盛んに行われております。まことに残念に思ふのです。青少年の方々は日本の将来を背負つて立つておられる方々であらうと思ふので、健なりな心身を持つたところの青少年であり、そしてそういう方々が犯罪などをなさらないようにしていただきたい、こう思ふのです。ここにおきまして、青少年犯罪の予防、鎮圧ということとは、刑事政策上最も重要な事柄になつて参ると思ふのであります。そこで、一つ資料としてお願いを申し上げます。おきましますものは、昭和二十九年以降今日までの青少年犯罪の増加の傾向を統計資料によつてお示しをいたしたく、こういうことであります。映画館に入つてみますと、一時にぎわつておりました太陽族映画というのがございまして、太陽族映画そのものよりもさらに感心しない映画があることを刑事政策担当の方はお気づきになつていただきたいのです。旧劇におきましては、ドスで切り合うというのであります。これはわれわれ現代の生活には遠い事柄であり、歴史上の事柄として画面を見るでありまして、ところが、現代劇においては、われわれの生活に取り入れて行くことのできるような事柄が画面に現れておるのがあります。たとえて申しますと、賭博の現場が出てくる。ピストルで撃ち合う、ドスで突き合う現場が出てくる。これは現在のわれわれの生活に直らにもつて取り入れられることができるような事柄なんです。青少年の方々がこういうものを見て、それを利用するといふ気持ちに全部がならないといふことであるなら申しませんが、えてしてこういうような影響を受けて青少年犯罪を犯す若い方々があるであらうと懸念いたします。これらの方々の事柄について当局といたしましては心を配つてもらわなければならぬと思ふ次第であります。

犯罪の予防、鎮圧について次にお尋ね申し上げますのは、多数の人々が集まりまして公務の執行を妨げるという事例があるように見受けまます。たとえば、砂川事件といふものの中に、測量をしようといふ公務執行の一団が多数の威力によつて公務執行ができなかつたといふことも聞いております。あるいはまた、官庁の廊下に多数がすわり込んでおる、大臣や次官その他要職の部屋の中に入り込んですわり込んでおるといふような事例も、御承知のようにだんだんあるのであります。これが公務執行妨害となりまます。これは、暴行脅迫という行為がなければ、その暴行脅迫をこれを処断することができません。暴行脅迫に至らない程度の多数の威力によつて公務が執行されないといふ場面がだんだんあるのではないかと思ふのです。公務は法律によりまして国家社会の利益のために執行されるのでありますから、その公務執行は平穩にかつ円滑に行われなければならぬと思ひます。そういう大事な公務執行であるのに、多数の力によつてそれが制約を受けるという事態は、見のがすことができないと私は思ふのです。ここにおきまして、当局にお尋ねいたしますのは、現在あります法律によつてこれを処断することができるといふこと、それができないのか、それができないとするならば、これについての特別の立法をいたすべきではないか、こういうことについてお伺いをするわけでありまして。

○中村法務大臣 池田委員から非常に重要な点についての御質問がございました。先ほどお話しした犯罪の予防といふことは、法務行政全体の上からは非常に重要な問題でございまして、ただ、この点を大別いたしますと、二つになつておると思ひます。一般の犯罪予防といふ点になりますと、これはひとり法務省の努力だけではとうていその効を奏し得ないのでありまして、ただいま御指摘がございましたように、映画の影響等もいろいろございまして、社会教育の關係もあると思ふので

あります。映画などにつきましても、私どもの目から見れば、大いに映画の倫理化をはからなければならぬといえます。映倫協会ができて努力をされておるようでありますが、改善をすべき点もあると思います。これらを政治全体として総合いたしまして、総合的な施策をどうしても確立をして力強く進めていく必要があると私は考えておりますので、御趣意に従ひまして、そういう方向に努力をしたいと思うのであります。同時に、法務省の直接の所管といたしましては、犯罪の再犯を防止するというところでございます。犯人の多くには再犯者が非常に多いのでございまして、再犯をいかに防止するかというところは、これは世の中のあり方にも関係がありますが、同時に行刑、保護更生、こういう法務行政に関係した部分も非常に多いのであります。従ひまして、私もといたしましては、行刑の面を通じて、またそれに関連をいたします保護更生の点につきまして、できるだけ努力をして、再犯者を出さないようにしよう、一度犯罪を犯した者で行刑を受けた者は、その行刑中に十分改悪を遂げるように持っていくきたい。それには、各刑務所、少年院等で今もやっておりますが、さらに強力にやっていききたいと思ひますのは、そこにおります間に一つの職業を覚えて、釈放になったならば職につく實力を持つ、職業を身につけるという方向に持っていくたいために、作業ということについては十分力を注いで参りたい。ことに少年院等におきましては、少年院におります間に作業等のほかに教育も十分いたします。そして一応の教育過程を終った者について

は、適当な学校と連絡をいたしまして、その学校の卒業証書を授与できるように方法も講じております。それから、たやすく職につけるようにするためには、そろばんのけいこなどを皆にやらせまして、二級であるとか三級であるとか、それぞれ算級の級を取らせ、こういうようなことも力を注いでおりますが、一そうこういう点をやって参りたいと思ひます。なお保護更生関係につきましても、もともとこれは力を注がなければならぬと、保護司の方々に非常な犠牲を払って努力をしていただいておりますが、保護関係はまだまだ力を注ぐべき余地がたくさんありますので、本年の昭和三十三年度の予算編成に当りましても、私どもは保護関係の経費の増額についていろいろ努力もできるだけいたしまして、幸い、ようやく、不十分ではございましたが、四千万円ほどの保護関係の経費増額を見まして、これによりまして、私もとしては、保護の充実をはかって、そうして釈放の先の保護更生の基礎をしっかりと築き、仮釈放も安心してできるように保護の基礎を築く、こういうことに着眼点を置きまして、今後大いに努めたい、かように考えておるような次第でございます。

それから、多業共同して公務の執行を妨害する事例は、近來残念ながらいろいろな機会にたくさんあるのでございしますが、これは、厳格にこれを進めて参りますれば、現行法規をもって処理し得ないことはないと思ひます。たまたま、ある一定の個所に陳情団がすわり込んで夜を徹して動かさない、こういうような場合には、明確に退去命令を発してその手続を行います。すなわち、家宅侵入罪にもなりますし、他の犯罪を構成いたしますから、これによって処置し得ないことはないと思ひますので、今後、社会秩序を維持するためには、われわれとしてはできるだけ厳正にこれをやわらわすまい、かように考えておるようなわけであります。本日の閣議におきましては、人事院勧告をすべて受け入れて、そうして公務員の給与改善もすでに法律案を出し、予算を提案しておるにかかわらず、なおかつ官公労等が非常に不穏な闘争計画を立てているということでありますが、政府側は人事院勧告を無視しているような事態があるならば、これは一方に無理があるから、ある程度の無理はやむを得ないということも社会常識上成り立つかもしれない。が、本年の場合におきましては、現に政府としては、まじめに人事院勧告を受け入れて、これを実施に移しつつある段階でありますから、にもかかわらず不当な闘争を行います場合においては、十分現在あります諸法規を適用して、厳正な態度をもって臨む、こういう閣議決定をいたしましたような次第で、できるだけ秩序の維持には万全を期して参りたい、かように考えております。

○池田(清)委員 時間も相当経過いたしましたので、もう一点だけお尋ねの第六点として申し上げます。事柄は、いわゆる裁判所及び法務関係機関の営繕の問題であります。先ほど来申し上げておりますように、司法及び法務行政というものは、国の最も大事な仕事をやっていたらいいのである、こういうことを申し上げておるのであります。これらの機関といたしまして、府県市町村末端に至るまで、たくさんある機関が全国に散布されておるわけでありまして、それらの庁舎その他機関の営繕につきましても、まことにみすばらしい、あるいは危険の多い、あるいは役に立たない、そこに保存しておる書類等の汚損するようない、雨漏りというふうな建物があるところはいまだ散在するということは、まことに残念に思ひます。たとえて申しますと、宮城県の大蔵の裁判所は、明治四年の建造であるのでございまして、そこでは原敬や齋藤實、こういう両先輩が給仕をいたしたつづつ勤められた役所そのものが現在裁判所として残っております。であります。重要建築物としてならいざ知らず基本的な権を預かっていたものであります。裁判所が、そういう古色蒼然たるところで行われるというところは、司法に対する国民の信頼も薄らいでいってしまうのであります。また、法務当局におきましては、少年院とか、矯正院とか、刑務所とか、あるいは収容所とかいろいろありますが、これは人の自由を拘束しておる建物なのであります。それがきたない、雨水の漏るようなところであったり、あるいはまた戸籍や不動産等の登記書類を保存しておきましますところの法務局関係の建物が朽ち落ちておるというようなことは、まことに残念なことであると思ひます。法務省並びに裁判当局におかれましては、予算編成のたびごとに営繕の予算を取るべく努力をしておられます実情を拝見しております。しかしながら、それが思うように取れていないということは、これまた

冒頭に申しましたこれらの機関の重要性を認識していただけないのだというふうにも考えるわけです。ところで、私がここでお尋ねをいたしますのは、両当局は今後これらの営繕について何年度の計画を持っていますかということ、五年計画とか、あるいは七年計画とか、いろいろありましよう。そういう計画があるかどうかということ、もしそれ計画がないならば、この際五年計画とかいうような年度計画を作つて、これを必ず計画通りに実行するという方針を固め、年々その方針に従つて実現すべきであるということをお強調するものであります。これについて両当局の御意見を伺ひたいと思ひます。

○中村(國務大臣) まことにございともな御意見で、われわれの微力の点を強く御指摘をいただいたのであります。従來数年前までは法務省、裁判所とも年額十億近く、少くとも八、九億円の営繕費を受けてこれによって所要の増改築等を進めて参つたのであります。が、数年前に官公署の建物の営繕費を大幅に削減をいたしました。これに、各省庁とも平均に切られまして、法務省、裁判所とも六億数千円、六億台に大体切られてつづつと續いて参りました。そのために非常に営繕関係が行き届かない部分が多くなつてしまつております。ような次第で、私も、この実情を見まして、何とかもとの状態——これは同程度では困るので、むしろもとの状態以上に何とか予算の配賦を受けて、そうして適切な増改築、修理等を進めて参りたい、かような考えをもちまして三十二年予算の編成に臨んだのであります。が、思うように参りませんでした。が、法務省関係にお

きまして、本年度は約三億四千万ほどで、費が大幅に増額を見ました。従って、十億近くになったわけでございます。裁判所の方も大体それに伴って増額をされていくわけでございます。この状態が五、六年間たてば、まあやむを得ざる部分の改善だけはできるんじゃないか、かように見込んでおりますが、なおこれだけでは不十分でございますから、明年度以降におきまして、今御指摘のありましたような場所が他にもまだ数カ所ございまして、至急改善されるように最善を尽して参りたい、かように考えております。今年はこの数年間よりはよほど急速な増築が出来る、かように考えておりますが、明年以降も一そうこの点については留意をして参りたいと考えております。

○岸上最高裁判所説明員 裁判所の庁舎の管轄問題につきまして、いま御指摘になりましたことは、まさにその通りでございます。大きく分けますと、裁判所の庁舎の中には、戦災を受けたままバラックのまま残っているもの、これが全国で申しますと約一万四、五千坪くらいあります。それからお話を答米等の裁判所のように、明治時代にございまして、木造で四十年以上たっているというものを拾いますと、約五万坪ほどになります。その他、終戦後に新しくできました家庭裁判所、これも地方裁判所に同居できるところは多少の無理をしても同居いたしているのがありますが、同居できないものでなお裁判所らしい庁舎がないところがまだ数カ所ございます。さらに、従来戦前にはなかった地域に戦後新しくできました簡易裁判所で、なおまだ庁舎が整備できなくて、借りもの

でやっておるというのが、全国で約八十個所ほどございます。こういうものを合せまして、実はこれを大体現在の方針にのっとりまして、最小限度に整備していくということでも、今後なお百二十億ぐらいの費用がかかるというふうなことに相なっております。私どもも、たしましては、一度にやるということでは実際上不可能でございますので、これを五年計画でやれば、五年計画で毎年十億とすれば、どの程度までやれるか、あるいはさらにこれを十年計画に延ばせばどこまでやれるかというところもございまして、内々計算はいたしておるものであります。いずれにいたしましても、最小限度にこれをこなすには大体百二十億くらいかかるというところでございまして、予算は、ただいまお答えいたしましたような状況で、ことしは前年に比しまして二億三千万円ほどふえたのでございまして、それでも総額なお八億三千万円ほどでございます。これでいきますと、百二十億としても十五年かかるといふうな計算になるのでございまして、ところに算にございまして、調停室が足りない、法廷が足りないという苦情は、もうしょっちゅう聞いておりました。私も、非常に心苦しく存じております。そういう関係にございまして、管轄につきましても、裁判所の予算のうちでも重要な経費の筆頭に最近ではあげまして努力いたしておるのでございますが、残念ながら十分のところまでいってないという現状でございますので、今後一そう努力いたしたいというふうに考えておる次第でございます。

○池田(通)委員 お尋ね申し上げたいという項目は済んだのでございまして、警察庁長官がお見えになっておりますので、先刻犯罪の予防鎮圧のところでお答えをいたさなければならぬですけれども、先に進ましていただいで申しわけありません。先ほど中村法務大臣からも犯罪の予防鎮圧は大事であるということと述べられました。一般的な犯罪の予防というものは警察庁の設置法上当然に担当しておる事柄であるわけですが、これについていろいろと警察庁は努力しておられると思うのでありますが、先ほどお尋ねをいたしました二つの項目、すなわち、青少年犯罪の予防鎮圧についてどういうことをしておるかというところ、並びに多量威力による公務執行を妨害されるという事柄についての立法的御意思等をお尋ねいたします。

○石井(榮)政府委員 お答えいたします。お尋ねの犯罪が発生をいたしました、それを捜査、検挙することが私ども警察の任務であることはもとよりであります。さらに、犯罪の発生以前に犯罪を予防するというのも、これはまた警察の重要な基本的な任務であるのでございまして、その重要な任務にかんがみまして、警察といたしましては、あらゆる角度から犯罪の予防といたうことにつきまして鋭意努力をいたしておるのでございます。第一線の警察官の活動につきまして、防犯活動というものは重点的にこれを考慮いたしまして、一般警察官の第一線における警戒等につきましても、防犯の見地をこれを最も有効適切に運営するといふような点に十分配慮をいたしておる

ような状況であります。なお、警察の力は何と申しましてもおのずから限度があるのであります。広く犯罪の防止のためには、私も警察で最善を尽くすと同時に、国民各階層の方々のわれわれ警察に対する御協力をいただかなければならぬと思うのであります。従来いろいろな各種の防犯団体等の御協力をいただきまして犯罪の防止予防ということに努力をいたしておるような状況でございます。なお、最近の犯罪発生傾向等から見ますと、現在の警察力ではまだ十分でない、警察官をさらにふやしたいというふうなことも私も考えてはおりますのでございまして、中央地方の財政の状況等もありまして、警察官の増員というふうなことは、そうたやすくできることでもございせんので、現在の警察官の実員をもつて、各人の質的強化と申しますか、そういう点に力をいたしまして、いわゆる警察官の教養に力をいたしまして、一人々々の警察官が十分に力を発揮し得るよう配意をいたしておるような次第であります。なおまた、警察官の頭数をふやすのみならず、警察力の増強のためには、いわゆる施設、装備、こういった面の充実によりまして、警察力の総合的な力を増強していくということも考えなければならぬのであります。そういう面につきましても予算的にもいろいろ考慮いたしておるような状況であります。

○次にお話のございました、少年犯罪、少年の非行というものが最近好ましくなく状況にあるというお話でございます。まさにその通りでございます。少年非行の状況、いわゆる少年刑法犯の数も、また触法少年の数も、真

犯少年の数も、すべてここ数年、逐年増加の傾向にあるのであります。これら将来わが国を背負って立つ国民の将来を考えますときに、まことにゆゆしい問題であるわけでございます。私どもとしましては、少年非行の防止のためこれはただ単に警察の力をもって解決し得る問題ではないのであります。文教、厚生等の対策と相待ちまして、警察は警察の立場におきまして、少年の保護の任に当る各種の機関等とも緊密な連携を持ちまして、少年非行の防止、保護少年の早期発見、これが指導、輔導といった面に十分力をいたして参りたい、かように考えておる次第でございます。

○なお、次のお尋ねの、公共の秩序を破壊するような犯罪に対する取締りについて、現在の法令で十分であるかどうかというお尋ねのように拝聴いたしましたのでありますが、法務大臣からお答えのありました通り、私もいたしましては、現行法をフルに活用することによりまして、そうした事態に対しましては十分取締りをやって参りたいと思っております。しかし、なおいろいろ過去の実績に徴しまして研究すべき点も多々あるようにも思われますので、さきめて適切な御意見を拝聴いたしたので、今後十分に関係法務省とも連絡をいたしまして、さらに研究を進めて参りたい、かように考えております。

○世耕委員 今の問題に関連してちょっとお尋ねいたしますが、日本の戦後の道徳の頹落があらゆる新しい犯罪——しかも凶悪犯罪が簡易に行われているというところは国情の一端を表わすものだと思います。必ずしも警察

なお、その次の問題として、凶悪犯者には累犯者よりも初犯者が多いの

じゃないかということでございますが、確かに少年犯の中には凶悪な犯罪を犯す者は初犯者が多いのでございます。若い者でそれ以前にそんな大それたことをやったことのない者がそういう凶悪犯罪を犯すということがかなりあるのであります。先ほども申し上げました通り、少年非行の防止ということにつきましては、私も今日までもいろいろと工夫をこらして参つておるのでございますが、今後ともこの点につきましては十分工夫をこらしまして、各関係機関、特に、先ほどもお話がございました通り、多くの少年工等をかかえておる工場、事業場等の経営者、そういう方々とも十分に連絡を密にしまして、少年の誘導と非行防止のためのあらゆる方策を講じて参りたい、かように考えております。

○世耕委員 最後に一点だけ伺います。今のお話の中に拳銃を盗みに来る事件があるということでしたが、この拳銃は、昔で言えばさむらいの刀です。昔は刀を盗みに来るということはない。た。もし拳銃が警察官の魂だとすれば、その魂を盗みに来るということはあり得ぬことであるし、そこに警官の精神的な訓練の勉強があるのではないかと。これも、これは皮肉ではございませんが、そう考える。ですから、この点はよほどお考えになる必要があるのではないかと。せつかく持った護身用でありあるいは人権を擁護すべき警官の魂である拳銃が、かえって凶悪犯に利用されるチャンスが多くなるというところになると、警官自身が拳銃を所持することに問題が発生すると思えますから、特に陣頭に立つておられるあ

なた方がこの点はよほど精神的な訓練をしていただきたいということを希望いたします。私の質問を終わります。

○三田村委員長 委員長からちよつと申し上げておきますが、先刻池田委員から青少年犯罪に対する資料の御要求がございましたが、事態の重要性にかんがみて当委員会においても十分真相を調査したいと思ひますから、できるだけ詳細かつ迅速に資料を御提出願ひます。

本日はこれにて散会いたします。次回は公報でお知らせいたします。

午後一時五分散会